

令和5年議案第33号

江南市いじめ・不登校対策協議会委員の委嘱について

別紙の者を江南市いじめ・不登校対策協議会委員に委嘱したいから、江南市いじめ・不登校対策協議会設置要綱（平成3年7月1日施行）第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の選任を求める。

令和5年6月2日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市いじめ・不登校対策協議会委員の任期が、令和5年6月30日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

(参 考)

江南市いじめ・不登校対策協議会設置要綱（抜 粋）

(組織)

第3条 協議会は22人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員
員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) カウンセラー
- (3) 児童相談所関係者
- (4) 教育事務所関係者
- (5) 市教育委員会関係者
- (6) 小中学校関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和5年議案第34号

江南市教育支援委員会委員の委嘱について

別紙の者を江南市教育支援委員会委員に委嘱したいから、江南市教育支援委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、教育委員会の選任を求める。

令和5年6月2日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育支援委員会委員の任期が令和5年6月30日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

(参考)

江南市教育支援委員会設置要綱 (抜粋)

(組織)

第3条 委員会は、次の委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 医師又は学識経験者

(2) 特別支援学級を設置する小中学校職員及び通級指導担当者

(3) 特別支援教育諸学校の職員

(4) 児童福祉施設又は児童相談所職員

(5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和5年議案第35号

学校運営協議会委員の任命について

下記の者を学校運営協議会委員に任命したいから、江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年教育委員会規則第1号）第3条及び第4条の規定に基づき、江南市教育委員会の同意を求める。

令和5年6月2日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

記

学校名 宮田中学校
氏名 青山 周弘
区分 地域住民（再任）

提案理由

この案を提出するのは、宮田中学校長より委員の辞任による新たな委員の推薦があったので、委員を任命する必要があるからであります。

(参考)

江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

(委員)

第3条 協議会の委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長（以下「校長」という。）の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の校区に所在する地域の住民
- (2) 対象学校の校区に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 校長その他の教職員
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

3 教育委員会は、委員の辞任等により欠員が生じた場合は、新たに委員を任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和5年議案第36号

江南市運動部活動の地域移行に関する検討委員会委員の委嘱等について

別紙の者を江南市運動部活動の地域移行に関する検討委員会委員に委嘱又は任命したいから、江南市運動部活動の地域移行に関する検討委員会設置要綱第3条及び第4条の規定に基づき、江南市教育委員会の同意を求める。

令和5年6月2日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市における運動部活動の今後の地域連携に関し必要な事項を協議するため協議会を設置し、委員の委嘱等をする必要があるからであります。

(参考)

江南市運動部活動の地域移行に関する検討委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1）スポーツ団体関係者
- （2）PTA等保護者関係者
- （3）教育・行政機関関係者
- （4）学識経験を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は委嘱又は任命の日から1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

令和5年議案第37号

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

別紙の者を江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱したいから、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成19年4月1日施行）第3条第2項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和5年6月2日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の任期が令和5年6月5日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 運営委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 運営委員会は、第2条に規定する所掌事務の調査研究等を行わせるため、江南市放課後子ども総合プラン研究会（以下「研究会」という。）を置く。

4 研究会の研究員は、運営委員会が別に定める。

5 運営委員会は、有識者等又は研究会の研究員を運営委員会に出席させて、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（会長及び副会長）

第4条 （略）

（委員）

第5条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が辞任しようとするときは、会長を経て教育委員会に申し出なければならない。

令和5年議案第38号

「令和5年度 愛知県家庭科教育研究会丹葉大会」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和5年議案第39号

「子供ロボットプログラミング大作戦」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和5年議案第40号

「(文化庁伝統文化親子教室事業) 江南市 母と子の親子ゆかた文化教室」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和5年議案第41号

「第2回きらくにクラシックコンサート」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。